

## 会社分割に関する事後開示事項

都築電気株式会社

都築エンベデッドソリューションズ株式会社

2021年10月1日

## 会社分割に関する事後開示事項

東京都港区新橋六丁目19番15号  
都築電気株式会社  
代表取締役社長 江森 勲

東京都港区西新橋二丁目5番3号  
都築エンベデッドソリューションズ株式会社  
代表取締役社長 戸澤 正人

都築電気株式会社（以下「分割会社」という。）および都築エンベデッドソリューションズ株式会社（以下「承継会社」という。）は、両者間にて2021年7月8日付で締結した吸収分割契約書（以下「本会社分割契約」という。）に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、分割会社が電子デバイス事業に関して有する権利義務を承継会社へ承継させる吸収分割（以下「本会社分割」という。）を行いました。

本会社分割に関する会社法第791条第1項第1号および会社法施行規則第189条ならびに会社法第801条第3項第2号に基づく事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 本会社分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）  
2021年10月1日
2. 分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
  - (1) 株主による吸収分割差止請求手続の経過（会社法第784条の2）

分割会社は、本会社分割が会社法第784条第2項の規定（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第784条の2の規定による差止請求権は発生しません。
  - (2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第785条）

分割会社は、本会社分割が会社法第784条第2項の規定（簡易吸収分割）に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。
  - (3) 新株予約権者の新株予約権買取請求手続の経過（会社法第787条）

分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は

行っておりません。

(4) 債権者保護手続の経過（会社法第 789 条）

分割会社は、本会社分割において承継会社への債務の承継を、併存的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主による吸収分割差止請求手続の経過（会社法第 796 条の 2）

承継会社は分割会社の完全支配子会社であるため、会社法第 796 条の 2 の規定に定める請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第 797 条）

承継会社は分割会社の完全支配子会社であるため、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者保護手続の経過（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条の規定に基づき、本会社分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう、令和 3 年 8 月 17 日に官報にて公告を行いました。申述期間までに本会社分割に異議を述べた債権者はいませんでした。なお、承継会社には知っている債権者が存在しないため、個別催告の手続は行っておりません。

4. 本会社分割により承継した重要な権利義務（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、2021 年 10 月 1 日付で、分割会社から本会社分割契約に基づき、分割会社の電子デバイス事業に関する権利義務を承継しました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産および負債の額（概算値）はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：11,526 百万円

承継負債の額：1,184 百万円

5. 本会社分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2021 年 10 月 1 日

6. その他本会社分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上